行政監查結果報告書

テーマ:業務委託にかかる随意契約事務について

平成27年3月

白山市監査委員

監 査 第 8 2 号 平成27年3月26日

白山市長 山田憲昭様 白山市議会議長 西川寿夫様

 白山市監査委員
 北
 田
 幸
 光

 白山市監査委員
 竹
 田
 伸
 弘

行政監査結果報告書について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、下記テーマの行政監査 を実施したので、同条第9項の規定により、その監査結果の報告書を提 出します。

記

テーマ:業務委託にかかる随意契約事務について

《目次》

第1	監査のテーマ及び目的	1
	1 監査のテーマ	
	2 監査の目的(テーマ選定理由)	
第2	監査の実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 監査の実施期間	
	2 監査の対象	
	3 監査の方法	
	4 監査の着眼点	
第3	本市の随意契約の取扱い	3
	1 地方公共団体の随意契約について	
	2 随意契約に当っての留意事項	
	3 見積書の徴収	
	4 発注事務に係る事務決裁規程	
	5 予定価格の設定	
	6 契約書の作成	
第4	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第5	調査結果の概要(随意契約の状況)	1 0
第6	監査意見	20
第7	調査対象となった委託業務名	2 1

行政監査結果報告書

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

業務委託にかかる随意契約事務について

2 監査の目的(テーマ選定理由)

市民ニーズの多様化に伴い、本市の行政サービス自体も多様化し、業務も 広範囲にわたっている。このため、行政事務を効率的に推進するために民間 へ業務を委託することが本市においても増えてきている。

業務委託先の業者との契約は、原則として競争入札方式(一般・指名)による締結が求められているが、政令に該当する場合は随意契約も認められている。ただし随意契約は、競争入札方式と比べると公平性を欠くものとなるおそれがある。さらに、契約事務の手続き等についても例月現金出納検査及び定例監査において、不適切な事務処理が見受けられたところである。

こうしたことから、業務委託にかかる随意契約事務に絞ってテーマを選定し、契約事務が白山市財務規則に基づき、適正かつ効率的、合理的に行われているかを検証し、監査を行うことにより、今後の契約事務の改善に資するものである。

第2 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成27年1月27日から平成27年3月20日まで

2 監査の対象

一般会計で、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2か年継続契約及び、2か年を単年度ごとに契約を行い、その契約金額が単年度で50万円以上の業務委託(予算科目13節「委託料」)であり、かつ、随意契約により契約した業務委託を対象とする。

なお本対象には、平成24年度予算成立日から平成24年3月31日まで の間に契約締結したもの(長期継続契約)も含むものとする。

対象部署は、平成24年度及び平成25年度に委託料を支払った部署を対象としており、次表のとおりである。

契約件数は、対象部署に調査依頼をした、平成24年度に委託料が10万円以上(単品で10万円以下でも年間で10万円以上も含む。)の委託件数は、次表のとおりである。

【本 庁】 (単位:件)

(本) 汀】						
部 局	課・室名				件数	
	総		務		課	8
総 務 部	職		員		課	8
	管		財		課	2 1
	交	通	対	策	課	7
	情	報	統	計	課	1 2
企画財政部	財		政		課	1
正画別以印	市	民		税	課	3
	資	産		税	課	9
	納		税		課	2
	障	害	福	祉	課	2 6
	長	寿	介	護	課	6
健康福祉部	子	育 ~	て支	え 援	課	5 5
	保	険	年	金	課	2
	健	康	増	進	課	5 1
	市		民		課	8
	市	民	相	談	室	4
市民生活部	坛	報	広	聴	課	2
中人土伯印	防	災	安	全	課	1 0
	空	きる	京文	† 策	室	1
	環		境		課	4 5
	農	業	振	興	課	1 0
産 業 部	地	産	地	消	課	2
	林	業	水	産	課	2 3

		(単位:件)
部 局	課・室名	件 数
産 業 部	商 工 課	3
	観 光 課	2 9
	ジオパーク推進室	7
観光文化部	白山ろく振興課	2 2
	国際交流課	6
	文 化 振 興 課	7 1
	維持管理課	3 5
	建設課	2 2
 建 設 部	都市計画課	2 1
	公園緑地課	6 5
	建築住宅課	8
	白山ろく産業土木課	4 0
	教 育 総 務 課	4 7
	学 校 教 育 課	1 4 3
教育委員会	教育センター	2
事務局	生 涯 学 習 課	1 1 2
于1力/PJ	文化財保護課	1 1
	ス ポ ー ツ 課	2 0
	松任図書館総務課	1 0
議会事	4	
選挙管	1 1	
農業	2	
本 庁	合 計 件 数	1,007

【支 所・市民サービスセンター】

	1112/ 2/20	4
部局(支所)	課・室名	件 数
	総 務 課	1 1
美川支所	市民福祉課	2 2
	産業建設課	6 8
	総 務 課	1 3
鶴来支所	保険福祉課	1 8
	産業建設課	4 2
河内市民SC	市民サービス課	1 4
L		

(単位:件)

部局(支所)	課・室名	件数
吉 野 谷	市民サービス課	1 5
市民SC	白山ろく分室教育課	2 3
鳥越市民SC	市民サービス課	1 1
尾口市民SC	市民サービス課	1 1
白峰市民SC	市民サービス課	1 1
支所・市	2 5 9	
本庁・支所	·市民SC合計件数	1,266

[※] 河内・吉野谷・鳥越・尾口・白峰の市民SCは、市民サービスセンターを現わす。

3 監査の方法

監査実施日を定め、市長及び関係機関へ通知するとともに、監査の対象となる部署から随意契約事務にかかる監査調書の提出を求め、1次調査を実施した。さらに提出のあった書類内容について、審査及び聞き取り調査等を実施した。

(1) 事前調查

監査委員の監査に先立ち、事務局において業務委託にかかる随意契約事務についての監査調書の提出を求め、書類検査(予備検査)及び関係部署職員からの聴き取り調査等を実施した。

(2) 監 査

予備検査及び事前の聞き取り調査をもとに監査委員による監査を実施し、 監査結果の調整及び監査委員の合意確認を行った。

(3) 監査報告書の作成

監査の結果を踏まえ、調査内容の整理集約を行い、監査委員会議で協議・ 調整後、報告書を作成した。

4 監査の着眼点

- (1) 委託の目的について
- (2) 随意契約の状況について
- (3) 予定価格の算定について
- (4) 契約方法(随意契約の理由)について
- (5) 契約期間について

第3 本市の随意契約の取扱い

1 地方公共団体の随意契約について

地方公共団体の契約の締結は、地方自治法第234条の規定により『一般競争入札』が原則となっており、地方自治法施行令第167条の規定に該当する場合は『指名競争入札』により、地方自治法施行令第167条の2に該当する場合は『随意契約』により契約ができるものとなっている。

随意契約は、競争入札等の事務手間を省略でき、容易に信用・能力等がある業者を選定できるという利点がある反面、その運用を誤ると、公平公正な競争の妨げや不適切な価格による契約事務となりかねない。

白山市では、個々の契約ごとに技術特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的かつ総合的に判断し決定するために『白山市随意契約適正執行ガイドライン』を制定している。職員は、このガイドラインに基づき、根拠法令、業者選定理由等を明確に整理記録して、必要に応じて説明責任を果たし、契約手続きの透明性と公平性を図らなければならないとなっている。

以下に、白山市随意契約適正執行ガイドラインの内容を記すこととする。

【白山市随意契約適正執行ガイドライン】

1 随意契約できる場合

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されている。

第1号 予定価格が市財務規則第134条で定める額を超えないとき。

契約の種類	予定価格(税込)	適 用
(1)工事及び製造の請負	130万円	建設工事、建築物等修繕ほか
(2)財産の買入れ	80万円	動産・不動産の購入ほか
(3)物件の借入れ	40万円	物件等の賃借(リース)
(4)財産の売払い	30万円	動産・不動産の売り払い
(5)物件の貸付け	30万円	動産・不動産の貸し付け
(6)前各号以外のもの	50万円	業務委託、役務提供、物品修繕

第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

個々の契約ごとに特殊性、合理性を客観的かつ総合的に判断する必要があり、判断基準の主なものは次のとおりである。

- (1) 法令等により相手方が特定されるもの
- (2) 法令等により報酬等が定められているものや、現に価格競争が成立しない場合
- (3) 国又は他の地方公共団体を相手方とするもの
- (4) 政策目的達成に係る公共的団体、地域団体等を相手方とするもの
- (5) 目的物が特定の者でなければ納入できないもの
- (6) 特殊の性質を有する品物等の買入れ等
- (7) 特別の目的があることにより、品物等の買入れ等が特定されているとき
- (8) 特殊の技術を有するとき
- (9) プロポーザル等の企画・提案方式により、選定された相手方と契約するもの
- (10) 市の行為を秘密にする必要があるとき

(11) その他

契約煩雑回避…医師会を窓口とした各医療機関との契約など 一体関係業務…設計業務と監理業務など

- 第3号 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約及びシルバー人材センター、母子福祉団体が行なう事業に係る役務を受ける契約をするとき。
 - (1) 障害者支援施設等の製作物品の購入及び役務の提供
 - (2) シルバー人材センター等からの役務の提供
 - (3) 母子及び寡婦福祉法の福祉団体等からの役務の提供
- 第4号 市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をする とき。

総務省令の規定に基づき、市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を調達するもの。

第5号 緊急の必要により、競争入札に付することができないとき。

災害等の客観的な事由により急迫を要する場合で競争入札に付する暇がなく、競争入札に付すると契約の目的が達せられないもの。なお、事務手続きの遅延による緊急は理由になりません。

第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

競争入札に付すと納期、経費等で不利になることが明らかな場合が該当する。例えば、

- (1) 大量物品を購入する際、購入先を分けなければ価格が騰貴すると想定される場合
- (2) 早急に契約しなければ、契約時期を失する又は著しく不利な価格になると想定される場合
- (3) 当初予期し得なかった事情の変化により必要となった追加工事・業務
- (4) 本体工事・業務と密接に関係する付帯的な工事・業務
- (5) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
- 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあると き。

品質、性能に問題なく、時価に比して誰が見てもはるかに有利な価格で 契約できるものが該当する。例えば、

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資材等を多量に所有するため、他に比して低額で契約できる場合

- (2) 特定の施工者が開発し又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用する方が著しく有利な価格で契約ができる場合
- 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がないと き。
- 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

2 随意契約に当っての留意事項

(1) 根拠法令の明確化

随意契約とする場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号のどの項目に該当するのかを明確にしなければならない。

(2) 第1号の少額随意契約の趣旨

白山市財務規則第134条に規定する少額の随意契約は、事務の軽減を 主旨としている。よって、本来競争性を生じる案件を合理的な理由もなく、 むやみに分割して発注することがないように心掛けねばならない。

(3) 説明責任〔特に、第2号、第5号、第6号、第7号適用の場合〕

随意契約を行う場合は、白山市財務規則第136条の規定により、少なくとも2者以上からの見積を徴収することとなっている。しかし、特に第2号、第5号、第6号、第7号適用の場合は、往々にして1者見積となるケースが生ずる。この場合、発注の透明性と公平性を高めるため、どの様な調査を行い、どの様な理由、過程で1者見積随意契約としたのかを具体的に明らかにし、市民一般に対しわかりやすく、しっかり説明できなければならない。

(4) 継続事業

複数年継続しての同一業者への契約は、社会状況等の変化、新規業者の参入、事業内容等の見直しなどから競争性が生じていないかを常々確認し、漫然と継続することのないよう注意が必要である。なお、市長期継続契約とする契約を定める条例に規定されている事業については、原則、長期継続契約を採用すること。

(5) 一括下請・一括再委託の禁止

契約の全部もしくは主要な部分を一括して第三者に下請又は再委託する

ことは、法の規定等によりできない。下請、再委託の必要を生じた場合は、 その内容が適切であるか、各担当課において相手方よりその範囲、金額 などを書面により提出させ、妥当であるか審査しなければならない。

3 見積書の徴収

(1) 2者以上の見積

随意契約とする場合、

市財務規則第136条の規定により、2者以上からの見積の徴収が必要 市財務規則第136条第3項の規定により、1件の金額が5万円未満の 物品の購入、修繕については見積書を徴さないことができる。

市建物管理業務競争入札参加者資格審査及び指名基準取扱要綱第9号の 規定により、業務1件の金額が30万円以上は3者以上の見積 30万円未満は2者以上の見積

市物品等競争入札参加者資格審査及び指名基準取扱要綱第9号の 規定により、物品1件の金額が30万円以上は3者以上の見積 30万円未満は2者以上の見積

以上の規定で、随意契約による見積徴収先件数は、次のとおりとなる。

契約の種類	予定価格(税込)	見積徴収件数
(1)工事又は製造の請負	130万円以下30万円以上	3者以上
建設工事、建築物等修繕	30万円未満	2者以上
(2) 財産の買すれ	80万円以下30万円以上	3 者以上
(2)財産の買入れ 動産・不動産の購入	30万円未満5万円以上	2者以上
到生・小到生の無人	5万円未満	不 要
(3)物件の借入れ	40万円以下30万円以上	3 者以上
物件等の賃借(リース)	30万円未満	2者以上
(6)前各号以外のもの	50万円以下30万円以上	3 者以上
業務委託, 物品修繕	30万円未満	2者以上

(2) 1者随契

1者随契とする場合は、次の点に十分留意し、『1者見積随意契約請負 者選考調書』を作成し、施行伺いに添付する必要がある。

① 地方自治法施行令第167条の2第1項の何号に該当するか。

例えば、第2号 性質、目的が競争入札に適しないもの

第5号 緊急の必要によるもの

第6号 競争入札に付することが不利のもの

第7号 時価に比して著しく有利となるもの

② 第三者が納得できる明確かつ十分な理由が必要である。

例えば、第2号 (1)、(3)~(8)

相手方の特定で他に実施するものがいないなど についての説明が必要

(2), $(9) \sim (11)$

特殊技術、企画・提案方式、秘密保持などそれ ぞれの事由についての説明が必要

第5号 緊急の必要についての具体的な説明に併せて、 1者随契となる十分な理由が必要

第6号 競争入札に付すと不利となる具体的な説明に併せて、1者随契となる十分な理由が必要

第7号 時価に比して著しく有利となる具体的な説明に 併せて、1者随契となる十分な理由が必要

③ 説明の根拠となる資料の添付

前記②の説明の根拠となる当該業者が広く世間に公表しているパンフレット、価格表、業務実績などの資料の添付が必要である。

また、価格等が著しく有利など比較が必要なものにおいては、その比較検討資料の添付が必要である。

他部署、近隣自治体等で類似のものがある場合は、その状況が分かる資料の添付が必要である。

4 発注事務に係る事務決裁規程

第1号に係る少額随意契約の大半が各担当課長決裁により執行されることから、当該発注業務を適切に執行しなければならない。

発注事務の取扱いは、次のとおりとなっている。

《本庁において》

50万円以内の工事・修繕・委託業務・物品購入の執行については、各担当課長が執行することとなっている。

ただし、物品の借入れ(リース等)については、40万円を超えると競争入札が必要となることから、40万円超のものは、監理課にて執行している。

なお、執行とは業者選定、予定価格の設定、見積書の徴収、契約(請書)の締結などの一連の事務の執行をいう。

《支所・市民サービスセンターにおいて》

50万円以内の工事・修繕・委託業務・物品購入及び、リース等の執行 については、本庁と同様に各担当課長が執行することとなっている。

130万円以内の工事・修繕・印刷業務及び80万円以内の物品購入については、各支所長及び市民サービスセンター長決裁による執行となっている。

上記以外の発注手続きについては、総務部監理課にて事務を行なっているので、必ず合議が必要となる。

5 予定価格の設定

市財務規則第135条の規定により、随意契約の場合でも原則、予定価格を設定することとなる。ただし、同条ただし書の規定により50万円未満のものについては不要としている。

6 契約書の作成

市財務規則第139条の規定により、契約金額が50万円を超えた場合は 契約書の作成が必要となる。また、契約金額が10万円を超えた場合には、 当該受注者に請書を提出していただくこととなる。

第4 監査の結果

業務委託にかかる随意契約事務について監査した結果、おおむね適正と認められた。

なお平成24年度に10万円以上の委託料を支払った部署で、監査対象に該当し、平成25年度に50万円以上の委託料を支払った部署は、次表のとおりである。

【本 庁】 (単位:件)

部局	課・室名				件数	
	総		務		課	2
総 務 部	職		員		課	3
	管		財		課	4
	交	通	対	策	課	2
企画財政部	情	報	統	計	課	9
正画別政司	拒	民	;	税	課	2
	資	産		税	課	3
	障	害	福	祉	課	1 1
健康福祉部	長	寿	介	護	課	4
(世界)	子	育	てま	泛 援	課	4
	健	康	増	進	課	1 4
市民生活部	卡		民		課	1
中人生伯印	環		境		課	1 1
	地	産	地	消	課	1
産 業 部	林	業	水	産	課	6
	商		工		課	1

						+ <u>-</u>
部局	課・室名					件 数
	観		光		課	8
	ジス	トパ	ーク	推進	1室	1
観光文化部	白口	山ろ	< ?	振 興	課	8
	玉	際	交	流	課	3
	文	化	振	興	課	1 0
	維	持	管	理	課	3
	都	市	計	画	課	1
建設部	公	園	緑	地	課	5
	建	築	住	宅	課	3
	白山ろく産業土木課				1	
教育委員会	学	校	教	育	課	1 9
事務局	生	涯	学	習	課	1 2
尹伤问	ス	ポ	_	ツ	課	6
選挙管	3					
農業委員会事務局						1
本 庁	本 庁 合 計 件 数					
·						·

【支 所・市民サービスセンター】

())! LL		1.1.
(単位	•	4年)
(++) 1/-	٠	11/

_		_
部局(支所)	課・室名	件数
美川支所	総 務 課	1
天川 又 別	市民福祉課	2
始 十 二	保険福祉課	1
鶴来支所	産業建設課	4

部局(支所)	課・室名	件数
鳥越市民SC	市民サービス課	1
白峰市民SC	市民サービス課	1
支所・市	1 0	
本庁・支所・	市民SC合計件数	172

第5 調査結果の概要 (随意契約の状況)

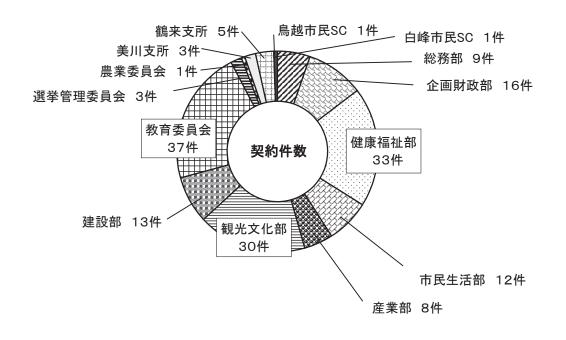
(1) 部局別の契約状況

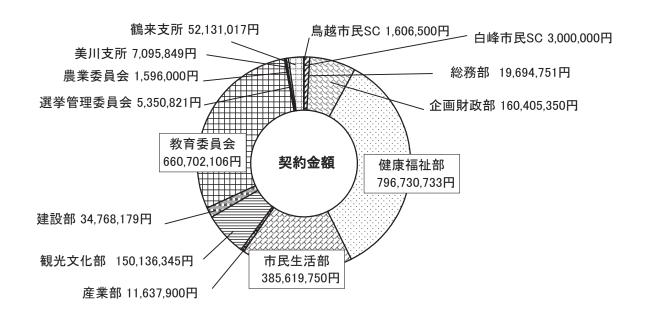
対象となる業務委託の随意契約による契約状況は、市全体で172件の2,290,475,301円となっている。 詳細は表-1のとおりである。

〔表―1〕 部局別の契約数

(単位:件.円.%)

区 分	契約件数	構成比	契約金額合計	構成比
総 務 部	9	5.2	19,694,751	0.9
企画財政部	1 6	9.3	160,405,350	7.0
健康福祉部	3 3	19.2	796,730,733	34.8
市民生活部	1 2	7.0	385,619,750	16.8
産 業 部	8	4.7	11,637,900	0.5
観光文化部	3 0	17.4	150,136,345	6.6
建 設 部	1 3	7.6	3 4, 7 6 8, 1 7 9	1.5
教育委員会	3 7	21.5	660,702,106	28.8
選挙管理委員会	3	1.7	5, 3 5 0, 8 2 1	0.2
農業委員会	1	0.6	1,596,000	0.1
美 川 支 所	3	1.7	7,095,849	0.3
鶴来支所	5	2.9	5 2, 1 3 1, 0 1 7	2.3
鳥越市民SC	1	0.6	1,606,500	0.1
白峰市民SC	1	0.6	3,000,000	0.1
合 計	172	100.0	2, 290, 475, 301	100.0





(2) 委託目的の状況

委託の目的別件数は、表-2のとおりである。

〔表一2〕 委託の目的別件数

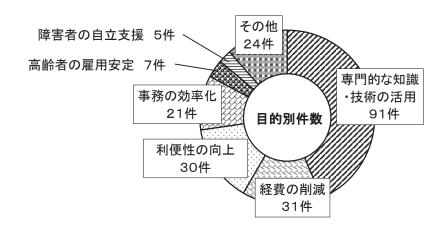
(単位:件.%)

区分	件 数	構成比
専門的な知識・技術の活用	9 1	43.5
経費の削減	3 1	14.8
利便性(市民サービス)の向上	3 0	1 4. 4
事務の効率化	2 1	10.1
高齢者の雇用安定	7	3.3
障害者の自立支援	5	2.4
その他	2 4	1 1. 5
合 計	209	100.0

[※] 目的については複数回答もあるので、契約件数とは一致しない。

委託の目的として「専門的な知識・技術の活用」がもっとも多く、43.5%を占めている。

また、委託目的の「その他」として回答があったものは、「職員の健康管理」、「COUS内のシステム改修」、「自然環境の保全等」、「法定事務」、「利用者の安全確保」などであった。



(3) 委託内容(項目)の状況

業務委託全体を委託内容別に区別すると、表-3のとおりである。

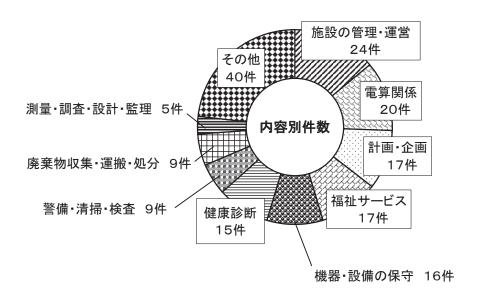
〔表一3〕 委託の内容別件数

		7,1.	0/\
(単位	•	件.	%)
(+)/		IT.	/0/

区分	件 数	構成比
施設の管理・運営	2 4	1 4. 0
電算関係(システム開発、運用、保守等)	2 0	1 1. 6
計画・企画 (イベント)	1 7	9.9
福祉サービス	1 7	9.9
機器・設備の保守	1 6	9.3
健康診断	1 5	8.7
警備・清掃・検査	9	5.2
廃棄物収集・運搬・処分	9	5.2
測量・調査・設計・監理	5	2.9
その他	4 0	23.3
合 計	172	100.0

委託業務として発注する内容(項目)は、「施設の管理・運営」が24件、「電算関係(システム開発、運用、保守等)」が20件、「計画・企画(イベント)」と「福祉サービス」が17件、「機器・設備の保守」が16件、「健康診断」が15件である。最も多いその他は40件で、全体の23.3%を占めている。

また、委託内容の「その他」として回答があった業務は、「予防接種」、「事業運営」、「公園管理」などであった。



(4) 予定価格の状況

随意契約を執行する場合の予定価格は、白山市財務規則(以下「契約規則」という。)第135条の規定により、随意契約の場合でも原則、予定価格を設定することとなっている。

予定価格の設定状況は、表-4のとおりである。

〔表―4〕 予定価格の状況

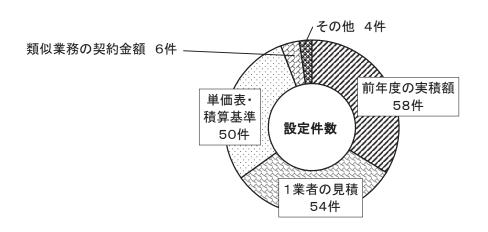
(単位:件.%)

区分	件 数	構成比	設定方法	件 数	構成比
			前年度の実績額	5 8	3 3. 7
			1業者の見積	5 4	31.4
設定あり	172	1 0 0 0	単価表・積算基準	5 0	29.1
設定のり	1 / 2	100.0	(国・県・市等)	5 0	29.1
			1	類似業務の契約金額	6
			その他	4	2.3
設定なし	0	0.0	_	_	_
合 計	172	100.0	_	172	100.0

今回の監査対象は、契約金額が50万円以上の業務委託であることから、 予定価格は全件が「設定あり」であった。

設定方法としては、「前年度の実績額」が最も多く58件であり、全体の33.7%を占めている。次に、「1業者の見積」が54件、「単価表・積算基準(国・県・市等)」が50件となっている。

また、設定方法の「その他」として回答があった具体的な方法は、「県内市町統一単価」、「事業計画書より」、「債務負担」などであった。



(5) 随意契約の適用号(条項)の状況

随意契約により契約の締結ができる場合は、地方自治法施行令第167 条の2第1項第1号から第9号に該当する場合である。

随意契約の適用号を部局ごとに区別すると、表一5のとおりである。

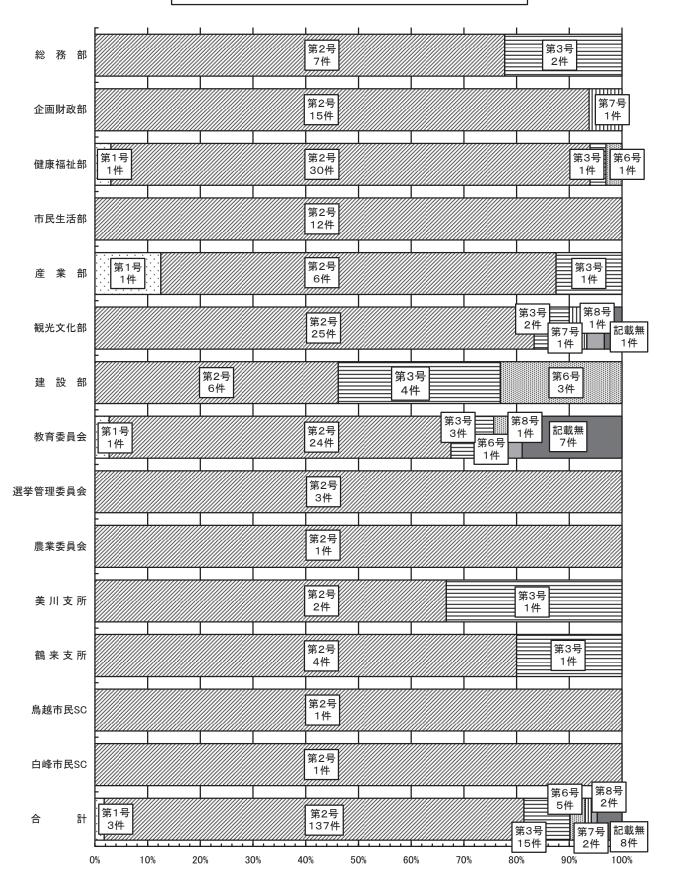
〔表―5〕 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の件数

(単位:件.%)

								. , - ,			
区分	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載無	合計
総 務 部		7	2								9
企画財政部		1 5					1				1 6
健康福祉部	1	3 0	1			1					3 3
市民生活部		1 2									1 2
産 業 部	1	6	1								8
観光文化部		2 5	2				1	1		1	3 0
建 設 部		6	4			3					1 3
教育委員会	1	2 4	3			1		1		7	3 7
選挙管理委員会		3									3
農業委員会		1									1
美 川 支 所		2	1								3
鶴 来 支 所		4	1								5
鳥越市民SC		1									1
白峰市民SC		1									1
合 計	3	1 3 7	1 5	_	_	5	2	2		8	172
構成比	1.7	79.6	8.7	_	_	2.9	1.2	1.2	_	4.7	100.0

部局ごとの割合は、次表のとおりである。

□1号 図2号 目3号 圖6号 □7号 □8号 ■記載無



全体では、2号適用が最も多く137件で、全体の79.6%となっている。

また契約締結事務を行う際には、『白山市随意契約適正執行ガイドライン』によると、根拠法令、業者選定理由等を明確に整理記録し、白山市文書管理規程に基づき、これを保管し、必要に応じて説明責任を果たして、契約手続きの透明性と公平性が図らなければならないとしているが、適用条項を「記載無」として契約事務をしている件数が8件、4.7%であった。4号、5号及び9号を適用している随意契約はなかった。

(6) 見積徴収業者数の状況

随意契約を執行する際の見積徴収業者数を各号別に区分すると、表 6 のとおりである。

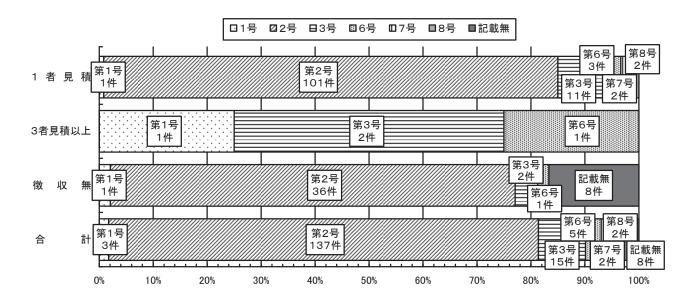
〔表一6〕	各号における見積徴収業者数の件数

(単位:件.%)

区分	1号	2号	3 号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	記載無	合計	構成比
1 者 見 積	1	1 0 1	1 1			3	2	2			1 2 0	69.8
2 者 見 積											0	0.0
3 者見積以上	1		2			1					4	2.3
徴収無	1	3 6	2			1				8	4 8	27.9
合 計	3	1 3 7	1 5	_	_	5	2	2	_	8	172	100.0

※ 「徴収無」は、主に県及び市で定められている予算額で金額等が決定されているものである。

また随意契約の適用号を見積徴収業者数ごとに区別すると、次表のとおりである。



見積徴収業者数は、「1者見積」が120件で全体の69.8%を占めている。また「徴収無」も48件で、全体の27.9%となっている。

(7) 委託先の状況

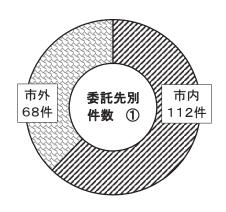
随意契約を委託先別に区分すると、表-7のとおりである。

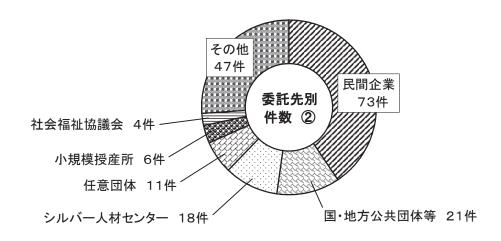
〔表-7〕 委託先機関別(市内・市外)の件数

(単位:件.%)

区分	市内	市外	合 計	市内業者比	構成比
民間企業	2 8	4 5	7 3	38.4	40.6
国・地方公共団体・公益法人	1 5	6	2 1	7 1. 4	1 1. 7
シルバー人材センター	1 3	5	1 8	72.2	10.0
自治会等の任意団体	1 1	0	1 1	100.0	6.1
小規模授産所 (作業所)	3	3	6	50.0	3.3
社会福祉協議会	4	0	4	100.0	2.2
その他	3 8	9	4 7	80.9	26.1
合 計	1 1 2	6 8	180	62.2	100.0

[※] 委託先については複数回答もあるので、契約件数とは一致しない。





委託先の市内・市外別は、「市内」が112件、62.2%である。

主な委託先の機関別は、「民間企業」で73件、40.6%となっている。特に、民間企業への委託において、市外企業への委託比率が高い状況となっている。

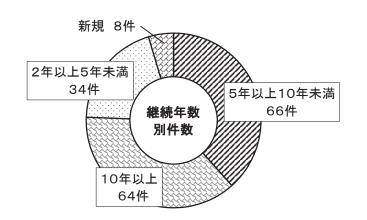
また、機関別の「その他」は、「聴覚障害者協会」、「各医療機関」、「各地域公民館」などであった。

(8) 業務委託継続年数の状況

同一業者への業務委託の継続年数別に区別すると、表 - 8 のとおりである。(施設の指定管理業務委託及び、長期継続業務委託も含む。)

区 分	件 数	構 成 比				
5年以上10年未満	6 6	38.4				
10年以上	6 4	37.2				
2年以上5年未満	3 4	19.8				
新規	8	4.6				
合 計	172	100.0				

〔表一8〕 業務委託継続年数の件数 (単位:件.%)



継続年数別は、「新規」が8件で、全体の4.6%に対し、「5年以上 10年未満」は66件で、全体の38.4%となっている。

第6 監査意見

監査意見は、下記のとおりである。

- (1) 毎年継続して同一業者に業務委託している場合は、その業務内容や仕様等について毎年度、チェックや見直しを行うとともに、社会状況の変化等により、他の業者との競争性が生じていないか検証を行うなど、漫然と継続委託することのないように留意されたい。
- (2) 随意契約の適用項目で、第2号適用が多く見受けられるが、同号は最も主観的な要素が入りやすく、契約価格の固定化や新規参入を阻むことになりやすいため、競争入札の可否についての十分な検討が必要であることから、状況に応じた各号の適用となるよう検討されたい。
- (3) 市財務規則第135条において、『随意契約によろうとするときは、 予定価格を定めるものとする。』とあり、今回、調査した業務事務は、 全て予定価格が設定されている。

しかし、「前年度実績額」及び「1業者の見積」による予定価格設定 方法において、比較・検討すべき見積書の徴収が無い場合が見受けられ る。契約手続きの透明性と公平性を図るため、見積書を徴収されたい。

- (4) 市財務規則第134条において、随意契約によることができる場合の限度額が決められているが、入札等による競争が必要と思われるような案件を、合理的な理由もなく、むやみに限度額以下の委託業務として分割することがないよう、公平公正な委託業務の発注に努められたい。
- (5) 市外民間企業への業務委託の割合が高い状況であり、今後、随意契約 による業者選定にあたっては、できる限り市内業者を優先することにより、市内業者の育成と地域の活性化に努められたい。

第7 調査対象となった委託業務名

調査対象となった委託業務名及び部署は、下記のとおりである。

NO	委 託 業 務 名	部署
1	例規執務サポートシステムデータ更新等業務	総務部総務課
2	明治洋風館管理業務	総務部総務課
3	子宮がん・乳・甲状腺がん検診業務	総務部職員課
4	職員健康診断業務	総務部職員課
5	職員インフルエンザ集団予防接種業務	総務部職員課
6	市民交流センター受付管理業務	総務部管財課
7	本庁舎等電気通信関係機器保守業務	総務部管財課
8	市営駐車場管理業務	総務部管財課
9	市営松任駐車場保守点検業務	総務部管財課
10	北陸本線加賀笠間駅・松任駅間新駅設置計画策定業務	企画財政部交通対策課
11	コミュニティバス音声放送及び方向幕等変更業務	企画財政部交通対策課
12	鶴来地域音声告知端末設備業務	企画財政部情報統計課
13	鶴来地域音声告知システム保守業務	企画財政部情報統計課
14	電算システム(基幹系)保守業務	企画財政部情報統計課
15	電算システム(情報系)保守業務	企画財政部情報統計課
16	ネットワークシステム保守業務	企画財政部情報統計課
17	住民記録情報システム電算処理業務	企画財政部情報統計課
18	美川地域イントラネット保守業務	企画財政部情報統計課
19	鶴来地域公共ネットワーク接続業務	企画財政部情報統計課
20	白山ろく地域情報通信基盤保守業務	企画財政部情報統計課
21	個人住民税システム改修業務	企画財政部市民税課
22	課税支援システム保守管理業務	企画財政部市民税課
23	航空写真等閲覧システム保守業務	企画財税部資産税課
24	土地・家屋台帳履歴管理システム構築業務	企画財税部資産税課
25	時点修正鑑定評価業務	企画財税部資産税課
26	こがね荘指定管理料	健康福祉部障害福祉課
27	相談支援事業業務	健康福祉部障害福祉課
28	地域活動支援センター業務	健康福祉部障害福祉課
29	要約筆記者養成事業業務	健康福祉部障害福祉課
30	手話奉仕員養成事業業務	健康福祉部障害福祉課
31	中途視覚障害者生活訓練事業業務	健康福祉部障害福祉課
32	中途失聴者・難聴者生活訓練事業業務	健康福祉部障害福祉課
33	在宅障害者デイサービス事業業務	健康福祉部障害福祉課
34	障害者移動支援事業業務	健康福祉部障害福祉課
35	障害者日中一時支援事業業務	健康福祉部障害福祉課

NO	委 託 業 務 名	部署
36	障害者支援わくわく活動事業業務	健康福祉部障害福祉課
37	生活支援型ホームヘルパー派遣事業業務	健康福祉部長寿介護課
38	緊急通報システム業務	健康福祉部長寿介護課
39	千代野会館指定管理業務	健康福祉部長寿介護課
40	介護予防給付ケアマネジメント業務	健康福祉部長寿介護課
41	放課後児童健全育成事業業務	健康福祉部子育て支援課
42	白山ろくコミュニティバス添乗業務	健康福祉部子育て支援課
43	市内保育所施設等環境整備事業業務	健康福祉部子育て支援課
44	親子よろこびの広場事業業務	健康福祉部子育て支援課
45	ファミリー優待事業業務	健康福祉部健康増進課
46	市民温泉指定管理業務	健康福祉部健康増進課
47	休日当番医制事業業務	健康福祉部健康増進課
48	高齢者肺炎球菌予防接種業務	健康福祉部健康増進課
49	予防接種業務	健康福祉部健康増進課
50	高齢者インフルエンザ予防接種業務	健康福祉部健康増進課
51	母子健康診査業務	健康福祉部健康増進課
52	妊婦歯科健康診査業務	健康福祉部健康増進課
53	母子健康診査事務業務	健康福祉部健康増進課
54	歯の検診・相談事業業務	健康福祉部健康増進課
55	食生活改善推進業務	健康福祉部健康増進課
56	健康診査・前立腺がん検診・肺炎ウイルス検診事業等の無限が設定する。	健康福祉部健康増進課
	の集団検診実施に伴う業務	
57	特定健康診査以外の健診・がん検診の業務【個別】	健康福祉部健康増進課
58	集団検診事業の実施に伴う業務	健康福祉部健康増進課
59	戸籍総合システム・ブックレス保守サービス業務	市民生活部市民課
60	大の鑑札等の引渡し業務	市民生活部環境課
61	第1回クリーン作戦(松任,鶴来)ごみ収集運搬業務	市民生活部環境課
62	第2回クリーン作戦(松任,鶴来)ごみ収集運搬業務	市民生活部環境課
63	海岸美化清掃(松任)ごみ収集運搬業務	市民生活部環境課
64	松任斎場火葬業務	市民生活部環境課
65	家庭ごみ収集運搬業務〔(株)トスマク・アイ〕	市民生活部環境課
66	家庭ごみ収集運搬業務〔(有)美川清掃〕	市民生活部環境課
67	家庭ごみ収集運搬業務〔手取環境事業(株)〕	市民生活部環境課
68	紙類収集運搬業務	市民生活部環境課
69	容器包装プラスチック再商品化業務	市民生活部環境課
70	川清掃川泥収集運搬及び受入搬出業務(松任・美川)	市民生活部環境課

NO	委 託 業 務 名	部署
71	子どもたちの農業・農村体験学習推進事業業務	産業部地産地消課
72	緊急雇用創出事業鳥獣被害対策事業業務	産業部林業水産課
73	林道除草作業業務	産業部林業水産課
74	有害鳥獣捕獲業務	産業部林業水産課
75	学童鮎放流自然観察体験学習事業業務	産業部林業水産課
76	イワナ・ヤマメ放流事業業務	産業部林業水産課
77	稚魚放流業務	産業部林業水産課
78	サンライフ松任指定管理業務	産業部商工課
79	ふるさと保養センター清流指定管理業務	観光文化部観光課
80	河内地場産業センター指定管理業務	観光文化部観光課
81	親谷の湯保守管理業務	観光文化部観光課
82	温泉センター天領及び付帯設備指定管理業務	観光文化部観光課
83	白山恐竜パーク白峰指定管理業務	観光文化部観光課
84	白山高山植物保護活用調査業務	観光文化部観光課
85	白峰特産品販売施設管理コーディネーター業務	観光文化部観光課
86	観光情報センター管理業務	観光文化部観光課
87	白山手取川ジオパーク情報発信施設整備業務	観光文化部ジオパーク推進室
88	吉野工芸の里イベント開催業務	観光文化部白山ろく振興課
89	吉野工芸の里施設管理業務	観光文化部白山ろく振興課
90	吉野工芸の里ふるさと工房管理業務	観光文化部白山ろく振興課
91	白山中宮温泉スキー場特殊車両始業点検業務	観光文化部白山ろく振興課
92	白山中宮温泉スキー場公園施設管理業務	観光文化部白山ろく振興課
93	白山中宮温泉スキー場施設管理業務	観光文化部白山ろく振興課
94	白山千丈温泉セイモアスキー場索道整備業務	観光文化部白山ろく振興課
95	白山千丈温泉セイモアスキー場特殊車両始業点検整備 業務	観光文化部白山ろく振興課
96	高校生ペンリス市ホームステイ交流派遣事業業務	観光文化部国際交流課
97	りつ陽市中学生ホームステイ交流受入事業業務	観光文化部国際交流課
98	ボストン町中学生ホームステイ交流受入事業業務	観光文化部国際交流課
99	松任駅南広場活性化事業業務	観光文化部文化振興課
100	市民工房うるわし指定管理業務	観光文化部文化振興課
101	市民文化祭・文芸祭事業委託	観光文化部文化振興課
102	うるわし大学事業業務	観光文化部文化振興課
103	現代美術展白山展受付・巡視業務	観光文化部文化振興課
104	現代美術展白山展作品搬送・展示業務	観光文化部文化振興課
105	白山薪能運営業務	観光文化部文化振興課

NO	委 託 業 務 名	部署
106	松任ふるさと館施設管理業務	観光文化部文化振興課
107	松任ふるさと館庭園清掃業務	観光文化部文化振興課
108	千代女の里俳句館情報配信システム保守業務	観光文化部文化振興課
109	土木積算システム保守業務	建設部維持管理課
110	道路台帳システムデジタル化業務	建設部維持管理課
111	消雪ポンプ操作盤点検調整業務	建設部維持管理課
112	まちなか彫刻設置業務《古城町地内》	建設部都市計画課
113	松任海浜公園管理業務	建設部公園緑地課
114	若宮公園管理業務	建設部公園緑地課
115	松任グリーンパーク管理業務	建設部公園緑地課
116	都市公園等トイレ清掃業務《馬場公園外》	建設部公園緑地課
117	松任海浜公園横断連絡橋昇降機保守点検業務	建設部公園緑地課
118	構造計算適合性判定業務	建設部建築住宅課
119	市指定道路台帳システム整備更新業務	建設部建築住宅課
120	市営和波住宅建設工事2工区監理業務	建設部建築住宅課
121	市民公園・道の駅管理業務	建設部白山ろく産業土木課
122	学校系サーバー機器保守点検業務	教育委員会事務局学校教育課
123	学校図書館システム保守業務	教育委員会事務局学校教育課
124	ICTサポート業務	教育委員会事務局学校教育課
125	小学校校務員業務	教育委員会事務局学校教育課
126	スクールバス等運転業務	教育委員会事務局学校教育課
127	美川小学校昇降機保守点検業務	教育委員会事務局学校教育課
128	鳥越小学校昇降機保守点検業務	教育委員会事務局学校教育課
129	北陽小学校昇降機保守点検業務	教育委員会事務局学校教育課
130	教職員定期健康診断業務(小学校)	教育委員会事務局学校教育課
131	心音心電図検査業務《松任・鶴来地域小学校》	教育委員会事務局学校教育課
132	尿・寄生虫検査業務(小学校)	教育委員会事務局学校教育課
133	小中学校外国語指導業務(白峰小学校外)	教育委員会事務局学校教育課
134	中学校校務員業務	教育委員会事務局学校教育課
135	教職員定期健康診断業務(中学校)	教育委員会事務局学校教育課
136	心音心電図検査業務《松任・鶴来地域中学校》	教育委員会事務局学校教育課
137	尿・寄生虫検査業務(中学校)	教育委員会事務局学校教育課
138	血液検査〔中学2年生貧血検査〕業務	教育委員会事務局学校教育課
139	中学校給食配膳業務《松任地域》	教育委員会事務局学校教育課
140	中学校給食調理業務《松任地域》	教育委員会事務局学校教育課

NO	委 託 業 務 名	部署
141	花いっぱい運動推進事業業務	教育委員会事務局生涯学習課
142	松任文化会館舞台音響設備保守点検業務	教育委員会事務局生涯学習課
143	自主事業名作ファミリーミュージカル「人形姫」公演 業務	教育委員会事務局生涯学習課
144	自主事業「クレイン寄席」公演業務	教育委員会事務局生涯学習課
145	自主事業「クレインつばさコンサート」公演業務	教育委員会事務局生涯学習課
146	公民館事業〔学習機会提供事業分〕業務	教育委員会事務局生涯学習課
147	団魂の世代の生涯学習推進事業業務	教育委員会事務局生涯学習課
148	市立公民館運営事業〔学習機会提供事業〕業務	教育委員会事務局生涯学習課
149	公民館運営事業業務	教育委員会事務局生涯学習課
150	公民館事業業務	教育委員会事務局生涯学習課
151	公民館運営事業〔職員管理業務分〕業務	教育委員会事務局生涯学習課
152	公民館連合会事業業務	教育委員会事務局生涯学習課
153	体育施設指定管理業務〔市地域振興公社〕	教育委員会事務局スポーツ課
154	出城多目的グラウンド管理業務	教育委員会事務局スポーツ課
155	若獅子杯争奪中学校選抜剣道白山大会業務	教育委員会事務局スポーツ課
156	生涯スポーツ推進事業(うぐいす運動)業務	教育委員会事務局スポーツ課
157	市スポーツレクリエーション祭開催業務	教育委員会事務局スポーツ課
158	美川グリーンスポーツクラブ運営管理業務	教育委員会事務局スポーツ課
159	参議院議員通常選挙入場整理券封入封緘業務	選挙管理委員会事務局
160	県知事・県議会議員補欠選挙入場整理券封入封緘業務	選挙管理委員会事務局
161	県知事・参議院議員選挙公報封筒作成・封入封緘業務	選挙管理委員会事務局
162	農家台帳・農業地図・転用台帳システム保守業務	農業委員会事務局
163	美川地域防災行政無線保守管理業務	美川支所総務課
164	美川ボランティアセンター指定管理業務	美川支所市民福祉課
165	湊健康増進センター施設管理業務	美川支所市民福祉課
166	鶴来老人福祉センター「蓬莱荘」指定管理業務	鶴来支所保険福祉課
167	鶴来農村環境改善センター指定管理業務	鶴来支所産業建設課
168	パーク獅子吼指定管理業務	鶴来支所産業建設課
169	獅子吼高原センター指定管理業務	鶴来支所産業建設課
170	道路施設等点検管理業務	鶴来支所産業建設課
171	防災行政無線施設保守点検業務《鳥越・吉野谷》	鳥越市民サービスセンター
		市民サービス課
172	白峰地域交流センター指定管理業務	白峰市民サービスセンター
		市民サービス課